

行政文書分類基準表の一部改正について

1 行政文書分類基準表

行政文書分類基準表は、県警察において作成又は取得した行政文書を適正に整理するための基準として、総括文書管理者が、文書分類、保存期間及び保存期間満了時の措置を熊本県警察行政文書管理訓令第11条の規定により整備するものである。

2 改正の内容

(1) 法令の施行に伴い改正するもの

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号)の施行に伴い、県警察の業務においても、特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)を取り扱うこととなった。これに伴い、文書分類を追加する。

※ 行政文書分類基準表については、**別紙①**のとおり

(2) 業務の運用要領の改正に伴い改正するもの

刑事企画課所管の「取調べの録音・録画」に関する業務において、運用上の留意事項が定められたため、文書分類を追加する。

※ 行政文書分類基準表については、**別紙②**のとおり

(3) 整理するための基準の見直しに伴い改正するもの

組織犯罪対策課所管の業務において、行政文書を適正に整理するための基準の見直しを行い、文書分類を追加することとした。

※ 行政文書分類基準表については、**別紙③**のとおり